

ネットワークシステム通信機器等（第一期）  
賃貸借仕様書

令和3年8月

廿日市市総務部情報推進課

## 1. 件名

ネットワークシステム通信機器等賃貸借（第一期）

## 2. 調達の背景・目的

保守限界を迎えるネットワーク機器等の更新および本年度新設する拠点にネットワーク機器を設置するため、必要な機器を調達することを目的とする。

## 3. 賃貸借期間

### (1) 期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで（60ヶ月）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### (2) 賃貸借期間満了の1月前までに発注者が再賃借を申し出た場合は、賃貸借期間満了後1年間以上の再賃借が可能であること。また、その賃借料は、保守に係る費用を除き、賃借料の10分の1以下の額とすること。

## 4. 納入期限

令和3年11月30日

## 5. 担当部署

総務部情報推進課

## 6. 賃貸借物件

14調達内容のとおり

## 7. システム構築および設置

調達機器のラックマウント、システム構築、ソフトウェアのインストール作業は不要とし、調達内容に記載する機器の賃貸借及び担当部署までの搬入が対象である。

## 8. 契約金額の支払

賃借料は、入札金額を履行月数で除して得た金額（月額）を当月の履行期間終了後、適正な請求書を受領して30日以内に支払う。なお、月額に端数が生じる場合は、最終支払月分(令和8年11月分)で調整する。

## 9. 契約不適合責任

発注者は、機器に契約の不適合を発見したときは、その事実を知った日から1年以内限り、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

## 10. 保守

14調達内容のとおり

## 11. 保険

本契約期間中、受注者の負担により動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害（地震および噴火を除く）」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとする。

## 12. 公租公課

賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

### 13. 権利義務の譲渡禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

### 14. 調達内容

別紙「機器仕様（第一期）」のとおり。

### 15. 賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間が満了したとき（再賃貸借契約を締結した場合は、当該再賃貸借契約の賃貸借期間が満了したとき）は、受注者は、発注者職員の立ち会いのもと、速やかに機器の記憶装置に残るデータを上書き等の方法で消去（ただし、データ消去が不可能な場合は、物理的破壊）し、完全に判読不能な状態にした上で撤去すること。
- (2) 内蔵ハードディスク等の消去作業実施後は、速やかに、当該記憶媒体の製造番号等を記したデータ消去作業報告書を提出すること。
- (3) データ消去及び機器撤去にかかる一切の経費は、受注者の負担とする。

### 16. 搬入について

調達物件は、納期限までに廿日市市役所情報推進課内に搬入すること。

納入日、搬入作業の方法等については、情報推進課と協議のうえ決定すること。

### 17. その他の条件等

- (1) 契約の履行上疑義が生じた場合および本仕様書（質疑回答書の内容を含む。）に定めのない事項については、発注者と受注者の双方協議のうえ、取り決めるものとする。
- (2) この入札による契約は、令和4年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、廿日市市はこの契約を解除することができるものとする。
- (3) 受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中知り得た情報（業務に関わる事項および付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

### 18. 入札に係る補足説明

落札者は、入札日から起算して1週間以内に、内訳書（機器、保守及びソフトウェア費用）を提出すること。